

長野県佐久市そら発電所（仮称）事業に係る環境影響評価方法書についての知事意見及び事業者の見解並びにその取扱い案

| No. | 区分 | 知事意見（技術委員会意見を勘案したもの） | 事業者見解 | 取扱い | 備考 |
|-----|------------------|---|---|-----|---------------|
| ① | 全般 | 計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書において収集及び整理した情報や各段階における検討の結果を、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において記載すること。 | 配慮書、方法書において収集及び整理した情報や各段階における検討の結果は、準備書に記載してまいります。 | 意見 | 技術委員会意見として採用 |
| ② | 事業計画 | 事業実施区域内の流量のある沢筋周辺には貴重な動植物の生息等が想定されるため、中央の沢筋以外の沢筋周辺についても保全を図ること。 | 方法書（再実施前）における本事業の計画地（約66ha）から、計画地西側の水源地上流域を含む流量のある沢筋一体の約15haを除外することとしました。その他、計画地内を流下する流量のある沢筋は存置する計画としています。 なお、前述のとおり水源地上流域約15haを除外したことに伴い、残置森林面積及びパネル設置面積を補うため、計画地の北東及び南東に位置する既設の太陽光発電所（2ヶ所）の周辺部約5.4haを新たに計画地に追加しました。 | — | 方法書（再実施）に反映済み |
| ③ | 事業計画 | 木くずチップの敷き均しについては、その有無により生じる影響を比較し、実施するかどうか検討した結果を準備書において示すこと。また、木くずチップを敷き均す場合には、関連する予測評価項目においてその影響を予測評価結果に反映すること。 | 発生木によるチップの敷き均しについては、その有無により生じる影響を比較し、実施するかどうか検討した結果を準備書において示します。また、発生木によるチップを敷き均す場合には、関連する予測評価項目において、その影響を予測評価結果に反映してまいります。 | 意見 | 技術委員会意見として採用 |
| ④ | 騒音 振動 低周波音 | 騒音、振動、低周波音の予測結果について、事業実施区域周辺の住宅や公共施設を明示した図面を使用し、コンターを活用して分かりやすく示すことにより、地域住民の安心の確保に努めること。 | 騒音、振動、低周波音の予測結果について、事業実施区域周辺の住宅や公共施設を明示した図面を使用し、コンターを活用して分かりやすく示すことにより、地域住民の安心の確保に努めてまいります。 | 意見 | 技術委員会意見として採用 |
| ⑤ | 騒音 振動 低周波音 | パワーコンディショナーの配置の検討に当たっては、住居側を避けるとともに、太陽光パネルを遮音壁にするなど騒音等の影響が低減するよう努めること。 | パワーコンディショナーの設置位置については、ご指摘を踏まえて今後検討し、準備書で示してまいります。 | — | 方法書（再実施）に反映済み |
| ⑥ | 水質 水象 | 事業実施区域からの排水が香坂川に流入するまでの間に集落が存在することを踏まえ、事業による影響を的確に把握するため、事業実施区域近傍に水質及び水象の調査地点を追加すること。 | 水質・水象の河川・水路における現地調査地点については、計画地から香坂川に流入するまでの間に集落があることを踏まえ、事業による影響を的確に把握するため、計画地内もしくは計画地近傍にも調査地点を追加しました（p.235の図3.3.5-1：No.4,5の上流側に、No.7～9を追加しました）。 | — | 方法書（再実施）に反映済み |

| No. | 区分 | 知事意見（技術委員会意見を勘案したもの） | 事業者見解 | 取り扱い | 備考 |
|-----|-----------------|--|---|------|---------------|
| ⑦ | 水質 水象 | 事業実施区域内に地下水位を観測する井戸を設置し、渇水期、豊水期のデータを収集できるよう連続観測を行うこと。また、一斉観測データとして利用できるよう、天候の比較的安定した日において一日以内に全ての調査地点の地下水位測定を行うこと。 | 計画地下流側に観測井を2箇所設置し、渇水期、豊水期のデータを収集できるよう連続観測を行います（観測井の位置は、p. 240の図3. 3. 6-2参照）。 また、一斉観測データとして利用できるよう、天候の比較的安定した日において一日以内に全ての調査地点（上記の観測井及びp. 239の図3. 3. 6-1に示す既存井戸の水位調査地点（a～h）において地下水位測定を行います。 | — | 方法書（再実施）に反映済み |
| ⑧ | 土壤汚染 | 過去には重金属等の含まれる農薬が使用された時期もあるため、事業計画地に多数存在する耕作放棄地の地歴を丁寧に調べる。地歴調査の結果から土壤汚染のおそれがないと確認できない場合には、当該履歴に応じた地点を調査地点として選定すること。 | 計画地に存在する耕作放棄地の地歴を調べた上で、当該履歴に応じた地点を選定し、土壤汚染の調査を行います。調査結果は準備書に示します。 | — | 方法書（再実施）に反映済み |
| ⑨ | 植物 動物 生態系 | 植物相及び植生については、事業実施区域が日本の中でどのような位置付けにあるかわかるよう、植生学、植物社会学及び植物地理学の観点から地域の特徴をわかりやすく説明すること。生態系については、それらの特徴を踏まえて、環境類型区分ごとに位置付けを説明すること。 | 植物相及び植生については、ご指摘を踏まえ「第2章 地域の概況 3 自然的状況 3.4 動植物の状況 (1) 植物」(p. 118, 121参照)に記載しました。 生態系については、ご指摘を踏まえ「第2章 地域の概況 3 自然的状況 3.4 動植物の状況 (3) 生態系」(p. 172～178参照)に記載しました。 | — | 方法書（再実施）に反映済み |
| ⑩ | 植物 動物 生態系 | 事業実施区域全域でセンサーカメラの設置や踏査を行い哺乳類の現在の移動経路を的確に把握した上で、事業計画地を囲うフェンスの設置計画を策定するとともに、フェンスの設置に係る動物及び生態系への影響を適切に予測評価し、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討すること。 | 計画地全域での哺乳類の現在の移動状況を的確に把握できるようセンサーカメラの設置や踏査を行います。その上で、計画地を囲うフェンスの設置計画を策定するとともに、フェンスの設置に係る動物及び生態系への影響を適切に予測評価し、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討してまいります。 | 意見 | 資料4の35番の意見へ集約 |
| ⑪ | 植物 動物 生態系 | 既存文献により事業実施区域周辺での生息が確認されているアカセセリの食草はヒカゲスゲのみであるため、ラインセンサスルートに加え、植物調査においてヒカゲスゲが確認された地点についても調査を行うこと。 | ご指摘を踏まえ、調査を行ってまいります。 | 意見 | 資料4の37番の意見へ集約 |
| ⑫ | 植物 動物 生態系 | 小型哺乳類を対象とした巣箱調査については、森林伐採の影響が大きい伐採箇所の中央部にも調査地点を追加すること。 | 小型哺乳類を対象とした巣箱調査については、森林伐採箇所の中央部にも調査地点を追加しました（p. 253の図3. 3. 10-1参照）。 | — | 方法書（再実施）に反映済み |

| No. | 区分 | 知事意見（技術委員会意見を勘案したもの） | 事業者見解 | 取り扱い | 備考 |
|-----|-----------------|--|---|------|---------------|
| ⑬ | 植物 動物 生態系 | 本事業において、広大な森林の半分が草地に変わることを前提に、土地利用計画図を現存植生図や生態系の環境類型図と重ね合わせ、現況と事業実施後の植生等の比率を比較し、影響の有無を検討するなど定量的に予測評価を行うこと。 | 本事業において、広大な森林の半分が草地に変わることを前提に、土地利用計画図を現存植生図や生態系の環境類型図と重ね合わせ、現況と事業実施後の植生等の比率を比較し、影響の有無を検討するなど定量的に予測評価を行います。 | 意見 | 技術委員会意見として採用 |
| ⑭ | 植物 動物 生態系 | 生態系の環境類型区分ごとに調査地点を設定するとともに、それぞれ上位性・典型性・特殊性の観点から具体的な種を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。 | 方法書の段階では「第2章 地域の概況 3 自然的状況 3.4 動植物の状況 (3) 生態系」(p.172～178参照)において既存資料の整理を行っており、計画地及びその周辺における生態系の構成(環境区分)として、地形・地質、植物、動物等の状況を踏まえ、山地森林タイプ、山麓森林タイプ、山麓草地タイプ、溪畔林・水辺タイプの4区分について、生態系の概要をとりまとめています。 既存資料に基づく環境区分において、現地調査は網羅的に実施し、準備書では、動植物の現地調査結果等を用いて、より一層現地の状況を反映した環境区分を検討し、環境区分毎に影響の予測評価を行ってまいります。 | — | 方法書(再実施)に反映済み |
| ⑮ | 景観 光害 | 長野県の玄関口である上信越自動車道の利用者、地域住民や展望地など主要な眺望点の利用者に対し、景観及び光害の観点から大きな影響を与えることが想定されるため、残地森林の配置、太陽光パネルの設置方向や色彩等について再検討すること。 【参考：技術委員会意見】 事業実施区域南側の上信越自動車道に隣接する箇所がパネル設置区域となっており、高速道路利用者に対し景観上大きな影響を与えるため、残地森林の配置について再検討すること。 | 計画地内の南側の上信越自動車道(高速道路)に隣接する箇所等には残置森林を配置し、景観及び光害の観点から太陽光パネルが視認されにくいよう配慮しました(p.11参照)。 準備書では高速道路等からの景観の変化や光害の程度を予測評価し、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討してまいります。 ここで、高速道路の景観調査は、高速道路を自動車で行きながらビデオ撮影を行います。方法書p.263では2地点を示しましたが、この地点に拘らず、準備書では影響が大きくなると想定される地点においてフォトモンタージュを作成し、予測評価を行います。 | — | 方法書(再実施)に反映済み |
| ⑯ | 景観 光害 | 本事業は大規模な森林伐採や土地造成を伴う事業であるとともに工事期間が2年半に渡るため、景観に係る工事の影響について適切に予測評価すること。 | 工事中の景観についても追加選定し、造成等による景観の影響を予測評価してまいります。 なお、本事業では環境保全上の配慮として、太陽光パネル用地面積(約31ha)を方法書(再実施前)時点の面積(約36ha)よりも約5ha縮小し、この結果伐採面積も縮小しており、さらに、造成による切土量(130,000m ³)を方法書(再実施前)時点の切土量(377,000m ³)の1/2以下としています。こうした配慮を踏まえ工事計画を再検討した結果、工事期間は方法書(再実施前)時点よりも短縮し2年間としています。 | — | 方法書(再実施)に反映済み |